

横須賀山岳会会則

1949.5.10 制定 2006.4.9 改定 2013.5.8(永年会員 他)
1968.3.31 改訂 2009.4.12 改定
1969.4.1 改訂 2010.4.11 改定(入会金)
1998.5.14 改訂 2011.4.10 (会事務所 他)
2002.4.7 改訂 2012.4.8 (香典・市体補助)

第1章 総則

- 第1条 本会は、横須賀山岳会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を横須賀市内に置く。
- 第3条 本会は、アマチュア団体として山を愛する同好の人々を以って組織し、心身を錬磨するとともに山岳に対する知識を高め、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 会員

- 第4条 本会に入会する時は所定の入会申込書に所定事項を記入し申し込み、委員会において受理された者は準会員とする。
- 第5条 準会員は一定の期間(1年)を経過後、委員会の審議により正会員となり、バッジを付与する。
- 第6条 本会には現役会員の他に名誉会員、永年会員、OB会員を置く。
- 第7条 名誉会員、永年会員、OB会員は、委員会にて推薦し、本人が希望する場合、総会で決定する。
1項 名誉会員は、会創立や代表もしくはチーフリーダーを長年務め、または会発展に寄与するなど功労実績のあったものとする。
2項 永年会員は、77歳以上でOB会員であり、会の運営や維持に多大な貢献をした者とする。
3項 OB会員は、原則として在籍10年以上の者とする。
- 第8条 会員にして下記事項に該当した者は、委員会の審議により除名する。
1項 他の山岳団体への加入、但し職域団体、学校山岳部または会で認められた者は、この限りでない。
2項 本会の名誉を毀損し、また本会会則に反した者
3項 無届の山行をした者(山行は、全て本会事務所に文書にて計画書を届出ることとする。)
4項 委員会の許可なくして他の山岳団体と山行を共にした場合

第3章 組織及び運営

- 第9条 総会は本会の最高議決機関であって、毎年1回委員会の決定により代表がこれを召集し開催する。
また、必要に応じ上記の手続により臨時総会を開催する。
- 第10条 委員会は、委員を以って構成し随時委員会を開催し運営する。
- 第11条 例会は、原則として毎月定められた期日に開催する。
- 第12条 本会は下記委員を置き会を運営する。

代表	副代表	総務
会計	会計監査	リーダー会
編集	備品	(リーダー会管理)
渉外(協会他)	遭難対策	(委員会管理)

- 1項 代表は本会を代表し、副代表は代表を補佐し、代表事故ある時はこれを代行する。
- 2項 代表、副代表及び委員は委員会が決定し総会で承認する。
- 3項 代表、副代表及び委員の任期は1ケ年とし留任及び兼任は妨げない。
(但し代表の兼任を除く)
- 4項 委員に事故あるときは委員会が推薦し、指名された委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 休会及び退会

- 第13条 次の事項に該当する者は、休会することが出来る。
- 1項 病気・長期に亘る者
 - 2項 勤務地が一時遠隔地となる者
 - 3項 その他それに類する事情で委員会で認めた者
- 第14条 休会者は、休会届(理由及び期間記入)を委員会に提出しなければならない。なお、納入した会費期限以降の休会期間中は会費の納入義務を負わない。
- 第15条 休会者の山行に関しては、本会はその責任を負わない。
- 第16条 退会者は委員会に出席し事情を説明し速やかにバッヂを返納すること。

第5章 遭難対策

- 第17条 遭難事故が発生した場合、代表は速やかに遭難対策本部を設置し、全会員の招集を指令し救助又は事態の収拾に積極的な行動をなす。
- 第18条 現役会員は全て山岳遭難保険に加入することとし、遭難事故に対処する。また、現役会員以外の会員においても本人の申し出により山岳保険に加入することが出来るものとする。
遭難対策委員会は、適宜遭難対策講習会を計画的に実施する。

第6章 会計

- 第19条 本会の経費は下記の収入を以ってこれに充てる。
- 1 入会金 3,000円
 - 2 会費 (4月から翌年3月までの1年間)
 - (1) 現役会員 6,000円 *但し新入会員は、入会時による月割りとする。
 - (2) OB会員 3,000円
 - (3) 永年会員 2,000円
 - (4) 名誉会員 1,000円(通信費等として)
 - 3 寄付金
 - 4 その他収入
 - 5 会費の納入は、当該年度の4月末までとする。
- 第20条 一旦納入した金銭は、原則これを返納しない。

第7章 会友

- 第21条 会友とは趣向を同じくする仲間将来に亘って当会と友好を保ち親睦を図ることを目的とする。
原則として3年以上会に在籍し、本人の申し出により委員会で認めた者。
なお、本人より復会の申し出があった場合、委員会でこれを認めることが出来る。

第22条 会友は会費・会則の責は負わない。

第8章 附則

第23条 本会会則の改訂は総会の決議によって行う。

内規 結婚祝金 10,000円 (但し会員に限る)
香典 10,000円 (但し会員配偶者及び会員の父母とする。)
見舞金 5,000円 (但し会員に限る)
※ 供花 遺族の遺志により香典に代えて供花とすることが出来る。
上部団体・友好団体への弔意は代表に一任する。

第24条 山行における車両使用規定
車両使用による山行については、別途定める「山行における車両使用規定」を適用する。

その他確認事項

例会は、基本的には毎月第2水曜日とし、委員会は第4水曜日に開催するものとする。但し支障が生じた場合には事前に委員会で協議し、会員に周知するものとする。

第8条1項 ※会で認めた者の範囲とは、
日常的な山行活動を目的としない研究、親睦、海外遠征などを目的とする
集団への加入は例外として認める
「日本山岳会、OYG会 日本ヒマラヤ協会、など」

プロガイドの取扱い

会員で日本山岳ガイド協会など現在プロガイドの資格を持つ会員の取扱いについては、当面下記により会員としての資格を認めることとする。

- 1 基本的に会員としての義務を履行すること。
※ 義務とは例会等の出席、会費の納入、例山行、合宿等の参加など
- 2 当会は山岳ガイドとしての活動に一切責任を負わない。
- 3 ガイドの活動に際しては、宣伝を含め会の名称は使用しない。

活動助成費の取扱い

※支出に当たっては予算の範囲内で委員会で決定する。

支給対象事業 ベルニナ合同確保訓練(施設使用料)
市民体育大会への参加費補助は、一人3,000円とする。
指導員検定料の半額補助 (合格した場合)